

令和元年度第2回宮城県消費生活審議会議事録

- 1 日 時 令和2年2月12日（水）午前10時から正午まで
- 2 場 所 行政庁舎4階 特別会議室
- 3 出席者 出席委員13名，欠席委員2名
- 4 議事内容
 - 議事 1 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）の骨子案について
 - 2 宮城県消費者教育推進計画（第2期）の骨子案について

≪ 議事に先立ち，部長から会長に諮問書を手交した。 ≫

- 議事
- 1 宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）の骨子案について
 - 2 宮城県消費者教育推進計画（第2期）の骨子案について

【栗原由紀子会長】

それでは，しばらくの間，議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日の議事は，宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）の骨子案についてと宮城県消費者教育推進計画（第2期）の骨子案についての2件になります。関連しますので，併せて事務局から説明をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

それでは私の方から，両計画併せて続けて御説明させていただきたいと思ひます。

まず，宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）の骨子案について御説明をさせていただきます。

初めに2ページの資料2，宮城県消費者施策推進基本計画の構成比較表を御覧ください。この表は，これまでの基本計画の構成について整理をしたものとなります。

左下の枠内に記載しております「消費生活条例」をまず御覧ください。

消費者施策の推進については，県の消費生活条例第2条で定めます「消費者の権利の尊重」及び「消費者の自立の支援」という基本理念を踏まえ推進しなければならないとされております。

第1期，第2期の基本計画ともに，この基本理念に基づき策定してきたところでございますが，現行計画の第3期基本計画では，これらの基本理念に加えまして，東日本大震災による社会環境の変化と県民の意識の変化を踏まえた計画とすることが求められましたことから，第2章の4に「東日本大震災を契機とした消費者施策の展開」の項を設けまして，更に「第3章 基本理念と目指すべき宮城県の姿」と「第5章 計画の推進体制とその進行管理」を新たに加えたところでございます。

今回策定します第4期基本計画の構成案では，現行計画で得られました課題，社会情勢の変化を考慮しつつも，大きな構成としましては第3期を踏襲し，継続して取り組んでいくことをしたいと

思っております。

第3期から変更する点には、アンダーラインを付しておりますが、主な変更点といたしましては、第3期基本計画では、「第2章 消費者行政を取り巻く現状と課題」の中に「4 東日本大震災を契機とした消費者施策の展開」としておりましたが、東日本大震災後も頻発します台風等の自然災害、これによります消費生活への深刻な影響ですとか、生活基盤の再建に乗じました悪質商法などの消費者トラブルの増加が懸念されますことから、「頻発する自然災害等に対応した消費者施策の展開」と見直しております。

また、「第4章 計画の体系と施策展開」のうち、「3 重点的取組」の「(2)」に「若年者」を、また、「(4) 環境や人、社会に配慮した消費行動の推進」というものを追加しているところでございます。

なお、参考資料1として9ページに、比較的最近になって策定されました他の都県の計画の構成もまとめておりますが、そちらも参考とさせていただきます。これは後ほどまた御覧いただければと存じます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思いますが、3ページの資料3「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）策定の方向性」についてを御覧願います。

一番上の欄、「1 策定の趣旨」、「2 位置付け」についてはこれまでと同様でございます。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

左側の欄、「現行計画（H28からR2）」でございますが、その施策の方向のところを御覧いただきたいと思っております。

現行計画である「第3期基本計画」では、「消費者の権利の尊重」、「消費者の自立の支援」、「消費者市民社会の実現」を基本理念に、「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」、これを目指すべき姿と定めまして、次の4つの社会の実現のため、様々な施策に取り組んでまいりました。

まず一つ目の、「安全・安心な商品やサービスが提供される社会」。こちらでは、その右側、中央の欄でございますけれども、矢印の方向、「現行計画期間中の取組と今後の課題」の欄の一番上の囲み、こちらをまず御覧いただきたいと思っておりますけれども、具体的な取組として、訪問販売等を行う事業者に対する指導、リコール、事故情報のホームページによる注意喚起などを行ってまいりましたが、悪質な営業活動を行う事業者が後を絶たないことですとか、消費者問題の複雑化により、専門機関との連携の必要性がさらに高まっているという課題がございます。

次に、また左の欄に戻っていただきますが、二つ目の2番の「消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会」。こちらでは、具体的な取組として、また矢印の指している方向でございますが、中央の囲みにありますように、ラジオ等を活用した広報活動や消費生活セミナー、出前講座、弁護士による法律授業、教員向けの研修など、教育機会の拡充を図ってまいりましたが、令和4年4月の成年年齢引き下げにより、若年者の消費者被害の増加が懸念されますことから、学校における消費者教育等をより一層充実させることが必要と考えております。また、事業者に対する啓発・教育についても推進していく必要があると考えております。

続いてまた、左の欄三つ目になります、3番の「どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」。こちらでは、具体的な取組として、矢印の先になりますが、相談体制・相談機能の充実のための相談員研修の機会の確保ですとか、法律相談会の実施、各種媒体を活用した消費者トラブル等の情報提供を行ってまいりました。特に高齢者を狙った新たな手口の特殊詐欺ですとか、主に若年層ですが、そちらを狙った情報商材に関するトラブルなどが、後を絶ちませんことから、認知機能などに応じた啓発の推進ですとか、SNS等の媒体を活用した相談受付体制の構築、インターネット取引の拡大によるトラブル増加への対応を、福祉部門と連携の下、見守り体制の構築・強化などに取り組んでいく必要がございます。

続いて左の欄の4番でございますが、「環境に配慮した消費行動ができる社会」。こちらでは、また矢印の先になりますが、具体的な取組として宮城県グリーン製品の認定やラジオCM、啓発イベントの実施により3Rの推進などに取り組んでまいりましたが、持続可能な社会の実現に向けた消費行動への社会的な要請の高まりを受けまして、SDGsの観点、これを取り入れた取組、それから食品ロスの削減、エシカル消費等、環境や人に配慮した消費者行動の普及促進に向けた施策を実施していく必要があると考えております。

そして一番下の欄「次期計画に取り込むべき視点」の欄を御覧いただきたいと思っております。

現在、消費者庁におきましても、令和2年度からの5か年計画「第4期消費者基本計画」の策定作業を行っておりまして、この計画案では、高齢化の進行や成年年齢の引き下げ、地域コミュニティの衰退などによる消費者のぜい弱化・多様化、また、デジタル化の進展・電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多発化、SDGs、いわゆる持続可能な社会の実現に向けた機運の高まりといった社会情勢の変化への対応を課題に掲げておりまして、このような視点も、県の基本計画に盛り込んでいくことにしております。

こうした第3期基本計画で得ました課題、社会情勢の変化等を考慮し、次期計画では一番右側の欄を御覧いただきたいと思っておりますが、「次期計画の方向性」、こちらに基づいて策定作業を進めていきたいと考えております。

まず、現行計画で掲げておりました3つの基本理念「消費者の権利の尊重」、「自立の支援」「市民社会の実現」、こちらを第4期基本計画におきましても踏襲し、「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」を目指すべき姿として、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

この目指すべき姿の実現のため取り組む4つの施策についても、現行計画と同様に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、これらの4つの施策を相互に連携させながら、特に力を入れて取り組む必要がある重点的な取組事項としては、右側の一番下に記載をしております。このとおり、こちらも現行計画を踏襲しながらも、下線アンダーラインを引きました部分、こちらを加えたところがございます。時間の関係上この加えた部分についてのみ説明させていただきます。

まず、2番「高齢者及び若年者の消費者被害の防止と救済」。こちらにつきましては、これまでの審議会でも御意見をいただいたところがございますが、成年年齢引き下げに伴い、若年者の消費者

被害の増加が懸念されますことから、高齢者に加えて若年者も対象として追加したものでございます。

さらに、4番の「環境や人、社会に配慮した消費行動の推進」におきましては、環境問題の深刻化、持続可能な社会の実現に向けた消費行動への社会的要請の高まりを受けて、新たに追加したものでございます。

続きまして、これらの方向性を踏まえました第4期基本計画の骨子案、そちらにつきまして御説明いたします。4ページ、資料4「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）骨子案」を御覧いただきたいと思っております。

まず、資料上段、第1章「計画の策定に当たって」では、策定の趣旨、位置付け、計画期間につきまして、御覧のようにまとめていきたいと考えております。

次に、第2章「消費者行政を取り巻く現状と課題」におきましては、資料2の構成案で御説明いたしました御覧の4つの項立てで整理をしたいと考えております。

まず、1の「消費者行政を取り巻く現状」では、国・県・市町村の現在の動向ですとか、取組状況、消費生活相談の状況、現状の分析などについて記述してまいりたいと思っております。

次に2番、「第3期基本計画の主要重点推進項目の成果と課題」では、第3期基本計画において重点的取組事項として取り組んでまいりました、「(1) ライフステージに応じた消費者教育の推進」、「(2) 高齢者の消費者被害の防止と救済」、「(3) 多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進」について、それぞれの取組実績や成果、課題についてまとめていくこととしております。

次に、「3 今後予想される社会情勢の変化」では、多方面から幅広く情報収集しまして、課題を的確に捉えて、今後予想される社会情勢の変化について記載をしたいと考えております。

「4 頻発する自然災害等に対応した消費者施策の展開」では、被災による生活基盤の再建時等におきましては、年齢層問わず全ての消費者が、一時的にぜい弱化することが懸念されます。近年頻発します自然災害の激甚化、多様化に対応しました消費者施策の展開について記載をいたします。

続きましてその右側中央の欄にございます、第3章「基本理念と目指すべき宮城県の姿」についてでございますが、ここでは3つの基本理念や第2章の現状と課題等を踏まえまして、「県の目指すべき姿」を、現行計画と同じ「県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会」とし、そのための方向性としまして、次の4つの「社会」の実現を目指そうとするものでございます。

一つ目の「安全・安心な商品やサービスが提供される社会」では、消費者はいつでも必要な情報を得ることができ、事業者が適正な事業活動を展開する社会に。

また、二つ目の「消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会」では、全ての県民がライフステージに応じた消費者教育や情報提供を受けることができ、その結果、自立した消費者として、被害に遭わず合理的な意思決定ができる社会に。

また、三つ目の「どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」では、もしトラブルに遭ったとしましても、すぐに適切な助言を受けることができ、また、関係機関と連携を持ち、より効果的で利便性の高い相談体制が構築できて、そして、高齢者・外国人等、様々な特性を持つ消費者であっても、適切な情報や支援を得ることができる社会に。

そして、四つ目の「環境に配慮した消費行動ができる社会」では、持続可能な社会の実現のために、消費者自らが環境に配慮した消費行動をとれる社会に。

これらの4つの「社会」の実現に向けまして、右側の欄でございます、第4章「計画の体系と施策展開」で掲げます消費者施策を推進してまいりたいと考えております。

一つ目の社会「安全・安心な商品やサービスが提供される社会」の実現のため、消費者施策の欄の1番でございますが、「消費生活の安全・安心の確保」の欄に記載の取組、そして二つ目の社会「消費者教育によって自立した消費生活を営むことができる社会」の実現のため、2番の「自立した消費者の育成」の欄に記載の取組を、そして三つ目の社会「どこに住んでいても質の高い相談や支援を受けられる社会」の実現のために、3番にあります「消費者被害の防止と救済」の欄に記載の取組を、四つ目の社会「環境に配慮した消費行動ができる社会」の実現のため、4番にあります「環境に配慮した消費行動の推進」に記載の取組を推進してまいりたいと考えております。

これらの取組の中でも特に「4つの重点的取組」欄でございますが、「ライフステージに応じた消費者教育」、「高齢者及び若年者被害への対策」、そして実効性を高めるための「多様な主体との連携・協働」、社会的要請が高まっている「環境や人・社会に配慮した消費行動の推進」に関する取組に重点を置きながら、各施策に、ここ縦断は誤りでございましたが、横断的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、第5章「計画の推進体制と進行管理」は、多様な主体との連携と役割分担を明確にしつつ、計画的に推進しますとともに、施策の実施状況を点検・評価して、必要な改善・見直しを行いながら、次期基本計画に基づく施策を展開してまいりたいと考えております。

以上が、第4期宮城県消費者施策推進基本計画の骨子案についての御説明でございました。

引き続き「宮城県消費者教育推進計画」について御説明を申し上げたいと思います。

消費者教育推進計画につきましては、ただいま御説明いたしました「消費者施策推進基本計画」の消費者教育を具体化する個別計画として、同じく平成28年3月に新たに定め、取り組んでまいったところでございます。

「消費者被害の救済・未然防止」、「自立した消費者の育成」、さらには、「消費者市民社会の形成に寄与する消費者を育む」という観点で策定した計画でございますが、社会情勢の変化ですとか、国が定める「消費者教育の推進に関する基本方針」の変更等を踏まえまして、第2期計画を策定しようとするものでございます。

5ページの資料5「宮城県消費者教育推進計画の構成比較表」をまず御覧いただきたいと思いますが、この表は現行の消費者教育推進計画と第2期の構成案を比較させたものでございます。

次期計画につきましては、現行の計画と基本的な構成を大きく変えないものの、第2章の現状と課題の部分について、実施主体ごとではなく、消費者を取り巻く現状について、消費者相談の状況等を基に総括して、そこから見えてくる課題を整理したいと考えております。

さらに、現行計画を策定しました平成28年4月以降の国の動きや社会情勢の変化に加えまして、持続可能な開発目標、SDGsですね、達成への取組の促進等、消費者教育におけます新たな視点

として追加をしたいと考えております。

第3章以下は、これまでと同様の構成にしたいと考えておりますが、第3章の1、2にあるとおり、SDGsや成年年齢引き下げといった新たな観点を取り入れながら、整理してまいりたいと考えております。

次に、次期計画におきまして重点的に取り組む事項について御説明させていただきます。6ページ、資料の6「宮城県消費者教育推進計画（第2期）において重点的に取り組む事項について」を御覧いただきたいと思います。

上段の囲みにつきましては、冒頭、説明いたしました計画の位置付け・趣旨になります。

そして、一番左側の囲み、こちらが現行計画の重点事項、そして中央の囲みの部分が、これまでの取組とそこから見えてきた課題、そして一番右側の囲みが、次期計画において重点的に取り組む事項という構成になってございます。

まず、一番左側の囲みを御覧いただきたいと思います。まず、（1）消費者市民社会の意義の普及・啓発につきましては、これまでラジオですとかホームページ、「みやぎの消費生活情報」の配布、また、消費生活展等のイベント、「消費生活サポーター」の養成講座、各種セミナーなどを通して、その普及に努めてまいったところでございます。

そうした取組の中で見えてきました課題は、前回の審議会でも委員から御意見をいただいたところですが、SNSの普及に伴いまして、従来からの紙媒体を中心としたもののみならず、より広範囲の県民がアクセスしやすいツールの検討が課題と考えております。

また、これまで主に「消費者側」に対する消費者教育・啓発に取り組んでまいりましたが、これからは「事業者側」に対しても、消費者教育・啓発が必要ではないかという御意見などもいただいており、この点も課題として認識すべきものと考えてございます。

このため、次期計画におきましては、右側の囲みにありますように、「自立した消費者」「消費者市民社会」への理解を深めるため、消費者に対しては、引き続き啓発を充実させますとともに、環境や人に配慮した消費行動を促進してまいります。また、「企業を巻き込んだ方策」ですとか、「事業者に対する教育機会の展開」、そちらを図りながら、消費者の視点に立ったいわゆる「消費者志向経営」を促進してまいりたいと考えております。

次に（2）、学校教育期における消費者教育の充実につきましては、学校向けの副教材の作成・配布ですとか、教員を対象としたセミナーの開催等に取り組んでまいりました。しかしながら、必ずしも全ての教員が消費者教育に関する研修を受けられる環境にないことも指摘をされておまして、こうした「教員の研修機会の確保・環境整備」といったものが課題であると感じております。

そこで、2年後の「成年年齢引き下げ」に向けまして、学校・家庭等において、十分な教育が施される下地をつくることのできるよう、主な取組としましては、教育庁とも連携した「消費者教育を担う教員が研修を受けやすい環境づくり」、また、「家庭教育」を担う保護者に対する理解促進を図る取組を進めまして、さらに、様々な手法を活用して、若年層への一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に（3）の消費者教育の推進に向けた地域での連携強化・高齢者等の見守り体制の構築につき

ましては、地域包括支援センターなど地域の見守りの機能を有する機関との情報共有を図るほか、「消費生活サポーター」を活用し、地域と行政との橋渡し役として活動していただくなどの取組を行ってまいりました。

高齢者の消費者トラブル防止のためには、地域の見守り体制の構築・充実というのは不可欠でありますことから、引き続き高齢者にもわかりやすい啓発の工夫に努めますとともに、市町村での消費者安全確保地域協議会の設置を呼びかけまして、関係機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

次に（４）消費者教育を担う人材の育成につきましては、「消費生活サポーター」の育成活用のほか、教員セミナー、事業者団体や消費者団体等との合同の研修会などを開催してまいりました。

今後は、サポーター制度につきましては、その活動をさらに活性化させますとともに、学生などの若者に加えて、消費者志向経営を促進させるためにも、企業にサポーター加入を呼びかけてまいりたいと考えております。

最後の（５）の各種関係団体・機関との連携の強化につきましては、弁護士会や司法書士会との勉強会の開催ですとか、適格消費者団体である「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」と情報提供・利用に関する覚書を締結するなど、連携に努めてまいったところがございます。

また、県・県警・河北新報社の協定による「みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン」を展開し、セミナーの共催や新聞広告を活用した啓発などを実施しております。

今後は、こうした取組を継続しますとともに、キャンペーン協賛企業の更なる拡充等に努めながら、エシカル消費をはじめ、環境や人に配慮した消費行動を進めるべく、企業等を巻き込んだ施策展開が必要ではないかと考えております。

このような取組と課題に加えまして、今回の策定に当たって考慮すべき点として、下段の左側、「国の動き・社会情勢の変化等」のところを御覧いただきたいと思っております。

現行計画策定以降の国の動き・社会情勢の変化としまして、「次期計画に取り込むべき視点」として、ここでも記載をしているところでございます。

このうち社会情勢の変化につきましては、先ほどの基本計画と同じですので、割愛させていただきます。

消費者教育に特化した「国の動き」として、囲みの左側になりますが大きく２つございます。

一つ目は、消費者庁で定めました「消費者教育の推進に関する基本方針」の変更が平成３０年３月に行われたところでございます。この中の当面の重点事項としまして、成年年齢引き下げを背景に、特に、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者育成のための効果的な消費者教育の方策として、学校における消費者教育の推進を図ることが示されました。

そして二つ目は、「若年者の消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の改定でございます。これにより、令和２年度までの３年間を集中強化期間と位置付けて、実践的な能力を身につけることを目的として、学習指導要領の改訂とその徹底、教材の活用や消費者教育コーディネーターの育成・確保などが示されました。

これまでの取組から見えてきた課題，そしてこれらの国の動きや社会情勢の変化等を踏まえまして，次期計画策定におけるポイントとして，この右下の囲みでございますが，4つの視点に整理をしたところでございます。

このことから，次期計画で重点的に取り組む事項は，資料6の右側の上の囲みの5項目のうち，(2)を御覧いただきたいと思いますが，「学校教育期における消費者教育の充実」の前に，「成年年齢引き下げを見据えた」という文言を加えまして，また，企業を巻き込むという趣旨から「(4)消費者教育を担う人材等」ということで，「等」を入れました。「等の育成」ということで，それぞれ改めたいと考えてございます。

次に骨子案について御説明をいたします。7ページの資料7を御覧いただきたいと思います。先ほどの「重点的に取り組む事項」を踏まえまして，このような骨子案を作成いたしました。

第1章は，計画の策定趣旨と位置付けと計画期間で，上段に記したとおりでございます。

第2章は，消費者行政・教育の現状と課題でございます。

こちらは大きく4つに整理をしております。

まず，「1 消費者を取り巻く現状」といたしまして，消費生活相談の状況及びその分析，県における消費者教育の取組実績でございます。

現段階では平成30年度の実績を入れておりますが，今年度の実績がまとまり次第，更新したいと考えております。

次に，「2 現計画の取組の成果と課題」，「3 国の動きと社会情勢の変化等」，そして，「4 消費者教育における新たな視点」につきましては先ほど，「重点的に取り組む事項」で説明したとおりでございます。

そして，上に行きまして「第3章 消費者教育推進の重点事項」についての具体的な取組を，一番右側の「第4章」に記述してございます。

ここでは現段階で考えられます取組案を記載しておりますが，今後，さらに御意見等をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

そして「第5章 推進体制」については，これまで同様，各機関と連携をしますとともに，点検・評価し，改善・見直しを行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上，消費者施策推進基本計画，及び消費者教育推進計画の骨子案について，説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局から，宮城県消費者施策推進基本計画第4期の骨子案について，及び宮城県消費者教育推進計画第2期の骨子案について説明がありました。

それでは，委員の皆様からお1人ずつ御意見を承りたいと思います。

二つの計画について御意見をいただきたいと思いますが，合わせて4分程度での御発言をお願いしたいと思います。

それでは私の右手から順に承りたいと思います。

佐藤副会長お願いします。

【佐藤康仁委員】

東北学院大学の佐藤です。御説明ありがとうございます。

宮城県消費者施策推進基本計画の第4期、また、教育推進計画第2期の構成案の策定、ありがとうございました。

お送りいただきました資料を拝見させていただきまして、基本的には、両方の計画とも現行の計画を踏襲した形、基本的な構成は大きくは変わらないというものになっているかと思います。

消費者施策推進基本計画の第4期につきましては、現行計画に加えて、今御説明いただきましたとおり、成年年齢の引き下げに伴う若年者の対応、それから環境等の配慮を追加されているというところが特徴かと思いますので、基本的に方向としてはこれでいいのではないかと感じております。

今、御説明いただいた中では、なんとなくはイメージできたんですけども、第4期の計画案の第2章の4のところ、東日本大震災から頻発する自然災害等に対応という形で、変更されているということなんですけど、この項目をここに独立して置く必要があるのか、置くべきなのか、全年齢とかいろんな人が対象だと思うので、全体に取り込んでもいい気も若干しないではないんですけども、そこがちょっと気になったというところぐらいでしょうか。

あとは、環境・人・社会に配慮したところ、具体的にどんなイメージなのかと思っていたのですが、そのあたりも今のお話の中である程度理解できました。

それから次に、消費者教育推進計画の第2期についてですが、こちら、現在の第1期の計画を踏襲されているものに、成年年齢の引き下げに伴う若年者向けの教育を充実させているものになっているかと思いますので、基本的にこちらで方向としてはよろしいのではないかと思います。

ちょっとお伺いしたいのは、第3章の2の学校教育期における消費者教育の充実というところ。ここに成年年齢引き下げを見据えたことを加えられているわけですが、この学校教育期というところ、第4章の1の(1)のところもそうなんですけど、ここに大学・専門学校等はどの程度含まれているのかということをお聞きしたいと思います。

小学校から高校までは、学習指導要領等でプログラムが組み込まれているかと思うのですが、これまでの審議会の中でも出ていたかと思うんですけども、大学等での取組となると、おそらく今は、入学時のオリエンテーション等、非常に限られたところでしか実施できていないのではないかと思いますので、成年年齢の引き下げということを考えたときに、そのあたりの取組の拡大というか、どのようにお考えになられているのかということなんです。

それから第4章の2の消費者教育推進に係る人材の育成の(2)、学生の取組ということになっています。学生ということなので、こちらは大学生を想定されてるということでもいいのか、そのあたりをどのようにお考えになられているのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまの御質問に対して事務局から御回答をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

まず、学校教育期に大学生・専門学校生をどう考えるかというところですが、成年年齢が18歳に引き下げられるとはいうものの、18歳は高校3年生でございますが、やはり18歳から20歳まで、18、19歳といったところが、これから、もっとも消費者トラブルに遭う可能性の高い年齢層になってくると思いますので、大学生・専門学校生の消費者教育の必要性も考えているところでございます。

もちろん入学式のオリエンテーションをはじめ、早い段階で、大学生についても、また専門学校生についても、このような消費者トラブルの内容や、消費に当たってどういう態度で臨むかといったところを、できるだけ私どもの方でも説明し、教育をしていく必要があるのかなと思っております。

大学の4年間というのをどう考えるかというところにはなりますが、可能な限り、学校教育というところに取り込みながら考えていければと思っております。

特に、マルチ商法、こういったものが、今、大学なり専門学校の方でも、非常に大きな問題になってきているという現状から見しても、学生という立場、状況、その先輩後輩の関係などもあって、やはり力を入れて消費者教育を施していく必要があると思っております。

そして先ほどの消費者教育を担う人材等のところでございますけれども、こちらの方にも、企業を含め大学生なども、織り込んで行くことになるのかなと、全体の中でバランスを考えながら考えていきたいと思っております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

佐藤委員、これでよろしいでしょうか。

それでは次に、光安委員をお願いします。

【光安理絵委員】

仙台弁護士会の光安です。骨子案の策定ありがとうございました。

基本計画、教育推進計画を二つちょっと併せまして、私の方で特にこの点を重点的にまた今後皆さんと考えていけたらいいなというところを申し上げます。

成年年齢引き下げの問題と、キャッシュレス社会というのは、ものすごく密接に関連していく問題だと思っております。やはりキャッシュレスであることによって、成年であっても、つまり大人であっても、やはり使うことに抵抗感があります。クレジットカードのその先というと、もちろんクレジットを利用したキャッシュレスとか、そのまま口座から引き落としになるものもありますけれども、非常にその実感として薄れていくものでございますので、成年年齢が引き下げになりまして、

自分でいろいろできると、自分の口座にある程度のお金があって、でも財布の中であれば出て行くのも実感できるんですけど、もう口座だとピピピピッとやっている間にあれっ？ていうように大人でも十分あり得ることがもう若い世代に襲ってくるというか、もちろん非常に合理的で良いキャッシュレスが進んでいるところは本当にすごく便利な側面はあるので、本当に教育という点でも啓発が大事だと思いますし、非常に密接に関連したところだなと、本当に重点的に取り組んでいかなければならないなと思っているところでございます。

次に、前の計画同様に取り組んでいかなければならない高齢者の消費者被害の防止という点で言いますと、これまで県の方でもしっかり取り組んでくださっているところではございます。

弁護士会としては、条例と規則の文言のところを法令に照らして少し整理したらいいのではないかと、以前から申し上げておまして、特に訪問販売等に関してステッカーに効力付与というのはちょっと難しいにしても、例えば不招請勧誘の問題と捉えて、条例のところ、規則のところを整理したらいいのではとお話していたところでございます。

今回、引き続き計画の中でも重点的な取組として挙げられておりますので、これは質問となりますが、現段階でもし検討状況とか前々から申し上げているところについておありでしたら、教えていただきたいというところで、ここは質問でございました。

最後に教育の方にちょっと、特に教育推進計画に関わることでございますけれども、資料6のところ、右側の(2)家庭教育を担う保護者の理解促進というところがございまして、その上には、消費者教育を担う教員研修の環境づくりというのがございます。やはり若年層に対する教育には、保護者・教員に対する研修が本当に重要であると考えております。

もし以前の審議会でもお話していたら重複で非常に申し訳ないのですが、何年か前まで結構学校に消費者教育に行っておりました。その時に利息の話をする。基本的なところとして、まず多重債務問題とかクレジットの話をするに当たっては、結局、利息の理解が非常に大事なのです。利息というのは、例えば18%だと実は全体でこうなるとか、クレジットでリボ払いにすると大体15%。その15%というのは、消費者金融の18%よりは低いように見えるけれども、実は全体では実際に買ったものよりも総額でこんなに払うことになるんだとか、こんな回数を何年間も払うんだっていうのを、エクセルの表にして見せると、もう一番食いつくのは先生方です。先生方の方が後で個別の御質問をくださったりします。裏を返すと、先生方に限らず、私もこんな仕事してるからこそ、その意識が高まりましたけれども、自分がこの仕事をしていなければ、そんなにしっかり認識していなくて、例えば住宅ローンが総額でいくらになるかも、その時は何千万単位の話などでも、皆わからなくなって計画している。やはり、保護者・教員の方の意識が高まるとか、かつ具体的にリアルに想像できるレベルにまで啓発が進むと、非常に子供たちに対しても常に注意喚起をしてくださるものと思いますので、弁護士会もぜひ協力させていただいて、保護者の方・教員の方への研修なり、理解促進、啓発を進めていけたらと思っております。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それではただいまの御質問等もあると思いますので、事務局の方から御回答をお願いしたいと思います。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

まず、条例規則の高齢者対策についてです。条例規則の見直しの経過という御質問だったと思います。

これまでの審議会の中でもいろいろ検討いただいたところがございますけれども、現在、不招請勧誘、中でも特に再勧誘の禁止に関する規定、特商法の方にも規定されておりますけれども、条例規則の中では明確に読み取れないというところがございます。このため、再勧誘の禁止に関しては、今、県の法令班との間で協議をしているところがございます。実際には着手しているんですけども、課題なども突きつけられているところがございます。

前回の審議会で、光安先生から、条例の構造上の、要するに消費者契約法をはじめ法令も随分と改正がされている。それに対しての構造的な改正、構造的な見直しというのも必要じゃないかということがございました。ここまでは実はまだ具体的な検討に入れていないところがございます。ただ、他県の条例・規則、特に規則の方で具体的な不適正な取引行為といったものが類型化されているわけですが、そういったものと見比べながら、また消費者契約法で新たに盛り込まれました類型、そういったものも見ながら、その必要性についてこれからじっくりと考えていきたいと思っております。

あと先ほど、質問ではないかと思いますが、保護者・教員の方々への研修、これは本当に重要だなと。特に教員の方の研修につきまして、もちろんこれまでも、またこれからもやっていきたいと思いますが、保護者の方の学校での教育というのももちろん大事です。さらにそれに加えて、追加する形で、あるいはそのむしろ基本なのかもしれませんが、家庭内での教育というのがとても大事だと思っています。私どもとしても、先生方とはまた別にできることとしては、この保護者対策なのかなと思っておりますので、そちらの方にこれから力を入れていければと考えております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは次に、鳥山委員からどうぞお願いします。

【鳥山泰志委員】

東北大学の鳥山でございます。

御説明いただき、理念としてとても説得的で合理的なものであるというふうに受けとめました。

ただいくつか気になった点というか、2点ですね。図らずも佐藤先生が御指摘した点と重複してしまうのですが、基本計画の方の今回改定した頻発する自然災害等に対応する消費者施策、この点を独立して取り上げる意味っていうのは私自身はあるのだろうなと思います。1つ典型的に消

費者被害が具体化する場面であるということからすれば、あるのだろうと感じております。

他方でこれが、消費者施策という時に、予防に力点を置くのかそれとも救済に力点を置くのかというのを、意識しておかなければいけないと考えました。

例えば予防ですと、現時点ではまだ宮城県で起きていないとしても、例えば他の都道府県で起きた自然災害があって、そこでどのような消費者被害が生じたのかという事例を集めておいて、実際に例えば豪雨被害があった時に、似たような被害が出てくるのではないかと考え素早く対応していく。こうして予防を実現していくということが、非常に重要になってくるのだろうと思いましたので、具体的にその辺は特に予防なのか救済なのかという点についてもお伺いしたいと思いました。

あと、大学教育の話ですね。やはり18、19歳という年齢層が被害に遭うだろうというのは十分、重々承知しております。大学に身を置いている身としては、人間としてここは注意しなければと思っているのですが、彼らに伝える場というのは実際にはなかなかないというのは、佐藤先生がおっしゃったとおりだと思います。しかしですね、結構暇を持て余している学生もいるので、むしろ彼ら自身どういった被害があるのか、どうやって解決するのか、あるいは対策方法としてどんなものがあるのかと、自主的に勉強する機会を与えるというのが大事なのではないのかなと思っております。

例えば、宮城県と東北大学とか東北学院大学とかと連携をして、例えばSNSを通じて、情報発信という点に関しましても、我々大人が伝えるよりも、彼らの方が具体的に伝えるというのできるのではないかという気がします。何か協力する機会というのを検討してもよろしいのではないかなど。この点は、別に大学に限らず、高校生についても同様だと思います。場合によっては高校・県・大学の三者でというのも、あり得るのではないかと思います。その消費者の自立という点からしますと、ぜひ積極的に我々の方の学生も使っていただければと感じました。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは、今の鳥山委員からの御質問について御回答をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

まず一つ目の、自然災害の関係でございます。

佐藤先生からもお話がありましたように、また別に新たな1項目ということで出す意図というところですけども、先ほどお話したとおりでもあるのですが、自然災害がこれだけ大きなものになってきて激甚化しているということで、私どもとしては1つの項目として打ち出したいという思いでございます。これまでの東日本大震災に関する項目では、むしろ理念的なことが書かれていたかと思いますが、もう少し具体的な自然災害に対して、また、これから頻発する自然災害に対してどう消費者行政として取り組むかというところを、むしろ述べていきたいと思っております。

そしてもう一つの、大学教育の関係でございますが、まさに先生のおっしゃるとおりでございます。

して、学生に自主的にこの消費者問題について発信していただきたいという思いが強くなります。隣の山形県では、むしろそういうことが先行しているというふうに聞いておりました、できれば、それこそ東北大、学院大、他の大学にも御協力いただいて、学生サポーターといったようなものを作っていただけると。そしてその方々に、SNSで発信していただくような仕組みができれば一番望ましいと思っていて、それに向けて、準備を進めていきたいと考えているところでございますので、ぜひ御協力をよろしくお願いしたいと思います。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは、次に徳能委員をお願いします。

【徳能順子委員】

松山高等学校の徳能でございます。

今回の骨子案の中には、成年年齢の引き下げというところを、一番のポイントに置いて策定をいただいたものと思っております。現場にいる私どもとしては、前回は申し上げましたように、本当に切実な問題として、どんな問題がこの後具体的に発生するのだろうかということで、日々いろいろと考えているところでございます。

先ほど光安先生の方から、教員の方がいろんなことでびっくりするという話もいただきましたが、本当に教員の世界というのは、世間でもブラックな職場として認知されていたりとか、働き方改革なんていうのも、今頃というように、本当に世間から取り残されているガラパゴス状態のところ为学校の教育現場なのではないかと私は常々思っておりますが、そういう中で、先生たちに対して、いろんな研修なども組み立てていただくというのは本当に大事なことだと思っております。

また家庭科とか社会科とか、関連する教科の教員の研修だけではなくて教員全体、要は、例えば高校であれば、担任としてホームルームの機会などに、そういった消費者教育なども十分に行える機会が、むしろ教科よりもたくさんあると私は思っているのです、教科に縛られずに、全体を含んで研修を組み立てていただく方が、有効なのではないかと思っております。

また、ライフステージというところでは、やっぱり小学校には小学校の、中学校には中学校の、そして高校には高校の、大学には大学の、その時期にあった消費者教育というのがあるので、それを段階を踏んでやっていかないと、高校になっていきなりいろんなことを言われても、その段階を踏まなければ全く効力はないと思っておりますので、段階を踏んでステージに合った教育を行っていただければいいと思っております。

また、インターネットの契約ですと、ワンクリックで契約まで進んでしまうんですね。同意しますかと言われて、同意に至る約款のようなものを読むことがほとんどなくて、同意しますとポチッとすると、もうそれで契約が済んでしまうんですね。なので、契約は簡単なのに、逆にその解除するための手続きが、どうやって解除したらいいかわからないとか、そこまでに至るその労力が大変なもので、そこに至る前に心が折れてしまうということが、若年層は特にそういうことがあ

と思うので、その救済のところの仕組みも作れると本当はいいと思っております。やはり、誰でも失敗はするもので、しまったと思ったときに、その救済されるその手続きにきちんとたどり着けるような、そういうことが行われていかなければいけないと思っておりました。

あと家庭教育というのも本当に大切なところだと思いますし、もちろん学校と家庭と両輪でやっていかなければいけないと思います。高校生になると、早い子は高校を卒業してすぐ親にもなりますので、教育がいずれは家庭の方にまで浸透するので、両輪でももちろんやっていかなければいけませんけれども、学校の方の教育体制はきちんと作っていくべきだなと思います。

学校現場もいろいろ忙しくて、弁護士会からのいろいろな講話とか研修とか、それから、教育庁からもいろいろなものがありますよと御連絡はいただくのですが、それを入れる隙間が実はないんです。必要だとは思っているのですけれども、いろいろな優先順位の中、時間の制約の中では、今、現状としては、消費者教育というのは実はずっと下の方にやられてしまっているのが現状です。それを、これを機に、その成年年齢の引き下げというのを機に、ずっと上に持っていかなければいけないのではないかと思っております。

さっき言い忘れましたけれど、救済のところですけども、やはり対面で相談できる窓口、しかも土日に対応してくださる窓口というのは、やはりどうしても必要だと思います。働きながらでも、きちんと行けるような、なかなかお役所だと土日やっていなくて、私も何かあると平日に休みを取らないと、そういうことができないんですね、現状として。休みを取ることを躊躇したり、どうしても取れないとか、あるいは企業によっては休んだら給料減るよみたいな会社もあると思うので、土日の窓口の強化をぜひやっていただければと思います。

すみません、いろいろと散らかって申し上げましたが、以上でございます。よろしく願います。

【栗原由紀子委員】

ありがとうございました。

御質問ということではないかとは思いますが、御意見を伺ったということによろしいでしょうか。徳能委員の御意見を参考にさせていただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

徳能先生のお話も非常にありがたく拝聴させていただきましたけれども、先ほど鳥山先生のところで、私の方でお話しきれなかったところがございます。予防と救済の関係でございます。自然災害に関して、予防と救済の関係ですが、もちろん予防としては、これまでも「みやぎの消費生活情報」ですとか、そういったもので、自然災害時にどういったトラブルがあるかといったところをお伝えすることも行ってまいりましたが、これからは新しいツール等も利用して、予防にも努めていきたいと思っておりますし、また、今の徳能先生のお話にもありました救済、自然災害と繋がるところでございますけれども、この救済というところでも、土日の対面方式は、これからも県としては堅持していきたい。土日は一応開いていますので、午前9時から午後4時までやっております。4月以

降は、事前予約制にさせていただくかもしれませんが、いずれにしても続けていきますので、成年年齢引き下げにも対応し、また自然災害に対応した救済体制といったものも引き続きとっていきたい、相談体制の機能強化ということで取り組んでいきたいと考えております

【栗原由紀子委員】

ありがとうございました。

それでは、次に及川委員よろしく申し上げます。

【及川理恵委員】

利府町立青山小学校の及川と申します。よろしくお願いいたします。本日の資料、詳しい御説明をいただきましてありがとうございました。

「みやぎの消費生活情報」もお送りいただいております、大変ありがとうございます。様々な事例が載っていますので、私の方では、職員の打合せ等でも使わせていただいたりしたこともあります。いろいろなところで、様々な取組がなされているということを、本当に学校が知らないで過ごしているんだと改めて気付かされました。

いただいた資料とそれから学校との乖離というのか、そういうのもありまして、知っていればこそ子供たちへの指導にも使えるということで、情報を私たちの方でもアンテナを高くしなければいけないけれども、資料をいただけるということが、こんなにありがたいのかなと感じました。そこが1点です。

それから、学校教育期における消費者教育の充実ということが先ほどから挙げられておりましたけれども、小学校の方ですと、この4月から新学習指導要領の改訂ということで全面的に変わってくることになります。

この重点取組事項と、その教育課程との関連性というところをちょっと見てきたんですけども、教科で言えばやはり家庭科になると思います。5、6年生が学習する内容というところに、消費生活環境というのがございます。ここで課題を持って持続可能な社会の構築に向けて、身近な消費生活と環境を考え工夫する活動をとおして、いろいろな事項を身につけることができるようになっていきます。

小学校としては随分難しいことになってくるかなと思いますけれども、身近なところで、調理実習ですとか、小物の製作ですとか、そういうものを取り扱う中で、ここを狙っていくということになっています。

それから家庭科以外には、今回の学習指導要領の改訂が、教科横断的な視点というふうになっておりますので、主権者に関する教育というところでも取り上げられています。主権者として理解しておくことが求められる現代的な課題の例ということで、消費者の役割というのが挙げられております。

4月から始まるわけですがけれども、具体的に指導していくので、先ほど申し上げましたように、私たちは県の取組とかも知らない子供たちに教えることができないということがありますので、

ぜひこのような取組をしているんだというような周知をしていただけると本当にありがたいと思います。教材作りということもあると思いますし、それから、先ほど言いました消費生活情報などプリントもいただいて大変ありがたいと思っていますので、教員への情報提供ということも重要なと思います。

それから、保護者についても、先程来、お話がありましたけれども、スマホの使い方が問題になっていますので、そういうところはよく取り上げてやっているんですね。ですから、消費者教育についても、そういうのと同じような感じで、同じように重要だということで取り上げていけるといいのかなと思っています。以上です。

【栗原由紀子委員】

ありがとうございました。

そうしますと質問ということではないので御参考に伺うということによろしいでしょうか。

それでは続きまして野崎委員をお願いします。

【野崎和夫委員】

宮城県生協連の野崎です。

消費者施策推進基本計画並びに消費者教育推進計画の骨子案につきまして、この間意見を出させていただきました、成年年齢の引き下げやSDGsの課題等を、盛り込んでいただいた内容になっておりありがとうございました。今後、想定されることに対応していくためには、必要なことと思います。

私からは、課題の具体化と課題の進行管理ということについて、要望させていただきたいと思います。

例えば高齢者への対応につきまして、課題意識としては共有できますが、具体的にはどのような方を対象に、どういう課題を設定していくのかということ、具体的なイメージをもてるよう計画及び課題化していくことが、今後大事になってくるのではないかと思います。

宮城県において、人口だけをみても、2015年から2030年ということ言えば、65歳以上の人口が約16%増加をして、58万人から69万人ぐらいになっていきます。15歳から64歳まで、いわゆる生産年齢人口は14%減って、145万から123万人ぐらいになります。また、高齢化ということについては、すでに日本全体では75歳以上のいわゆる後期高齢者が、前期高齢者より多くなってきています。さらに後期高齢者自身の健康状態で言えば、過去に比べれば健康になって、元気な高齢者が増えています。

そういうようなことを想定いたしますと、従来は、70歳になれば家にこもるというような想定を75歳以上あるいはそれ以上までは社会参加もする、80歳ぐらいまでのある程度健康な高齢者の方へはどのような情報を提供するか、また今後増加する認知機能が低下していく高齢者の方へはどのような課題があるのかなど、いくつかその課題の具体化に当たっては、いろいろな想定や検討が必要ではないかと思います。

それから、消費者教育推進計画の第2章のところで、実施主体毎のまとめ方から課題毎のまとめ方に変えますという話がありました。計画の記載のしかたについては、どちらの方法でもいいと思いますが、実際どういう課題をどのように推進していった、どのように実際進んだかということを見るときには、やはり実施主体との関係、とりわけ消費生活センターや教育関係機関については、成年年齢の問題もあって、課題設定とそれが実際どうだったのかということが見えるような形にしていくことが大事ではないかと思います。

進捗管理あるいは進行管理として見たときに、進行管理しやすい課題設定にすることや事後の報告が確実にされることをお願いしたいです。第3期の消費者推進基本計画においても、年1回、消費生活審議会に報告されるようになっておりますが、本当にそれだけで進行管理として適切なかどうか。審議会としての進行管理としては、そういうレベルでもいいかもしれませんが、推進基本計画の年度ごとの進行状況の把握や課題設定ということについては、年度ごとの実行状況をふまえて課題が見直され推進されるような形にしていく必要があるのではないかと思います。これは意見として申し上げたいと思います。

これは、質問になります。課題推進の関係でもありますが、消費者教育推進地域協議会についてです。これについて、県としてどのように考えていらっしゃるでしょうか。県の消費者教育推進地域協議会は、この審議会が兼ねるという扱いになっております。そのように見たときに、消費者教育推進地域協議会としての役割をどの程度果たせたのか、ということについては、最低記載が必要なのではないのでしょうか。あるいはそういう面から見た方針も持つべきではないのでしょうか。

それから、各市町村に対しては、消費者教育推進地域協議会を持つということは努力義務だったと思います。これについて、県としていろいろな施策をすすめるためには、市町村における設置を推進するようなことを、もっと位置付けた方がいいのではないのでしょうか。そういうあたりの検討も必要ではないかと思います。

最後は質問としてお願いしたいと思います。以上です。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

そうしましたら、最後御質問と、あと御提案ということだと思っておりますが、進捗状況の管理の仕方等について、事務局の方で御回答いただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

まず一番最初に、高齢者、後期高齢者がどんどん増えて、健康な70代80代といった方も増えていくということに対して、それだけに、アクティブな高齢者が増えていくことによって、消費の機会も増えていく可能性もあると。それに見合った対応もやはり必要かと思っております。

また一方で、これまでもお話がありましたけれども、認知症がどんどん増えていて、全国で既にもう400万を超えて、今は600万、700万ぐらいになっているのでしょうか、その認知症を患った高齢者の方々への対策、消費者行政としての対策、これもまた必要なのかと。両方の側面か

ら検討していきたいと思っております。

また、実施主体ごとの課題にということですが、構成としては確かに、今、野崎先生がおっしゃられたように、ちょっと構成が各期間のライフステージごとに見えないような感じになっているのですが、できるだけこれを見える形に作っていきたいと思います。

実際の素案の段階でまた、その書きぶりなどについて御意見をいただければと思っております。

そして、消費者教育推進地域協議会は、県ではこちらが兼ねていることですが、なかなかそれが見える形になっていない、ちょっとこれは私どもも反省をしなければいけないと思っております。できるだけそういった側面が見えるように、今後、運営していきたいと思っておりますし、また仙台市は、それを兼ねた形になっていると思っておりますけれども、それ以外の市町村はまだまだそこまでいっていないのではないかと思います。市町村の方でも、なかなかそういう体制が整っていないのが多分にあるかと思いますけれども、できるだけそういったところにも働きかけをしていきたいと思っております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは続きまして、末委員どうぞよろしく申し上げます。

【末弘美委員】

宮城県生活学校連絡協議会の末と申します。よろしくお願いいたします。

資料3の次期計画に取り込むべき視点というところ、左下の方に載っておりますけれども、この視点は素晴らしい内容だと非常に感心しておりました。消費者のせい弱化・多様化というところの項目も4つ書かれておりますけれども、非常に鋭く捉えているなど感じております。

それから2番の社会情勢の変化についても、今の社会情勢を非常に捉えた内容だということで、今回の第4期の消費者施策推進基本計画、素晴らしいと思います。よろしくお願いいたします。

私からは、特に意見とかそういうことはないのですが、お願いに当たるかと思っております。例えば先ほど後期高齢者がだんだん増えていくという意見が出ましたけれども、確かに少子高齢化が、極端に進んでいって、高齢者がだんだん増えてきて、私今ちょっと民生委員を20年ほどやってるんですけど、確かに後期高齢者の方が増えてきて、元気な高齢者、子供ではなくて、若者ではなくて、元気な高齢者が今地域を支えている、そういう状況です。ですから、この高齢者の振興に向けてですね、やはり消費生活サポーターをうまく利用して、高齢者の方の消費生活サポーターをどんどん増やしていったりとか、それから先ほど大学生の教育といいますか、消費者教育についての御意見が出ましたけれども、やはり学生のサポーターもどんどん作っていったら、是非、消費者教育についてどんどん伸ばしていただけたらと思います。

よくテレビのニュースで、高校生とか、それから大学生が、いろいろな消費に関する実践などをやっていて、メディアが扱ったりして、そういうニュースを何度か見るんですけど、そういった学生のそういった実践とかというのは、非常に一般社会の中で効果がすごく大きいのではないかと

と思いますので、ぜひ高校生とか、もちろん中学生でも構わないんですけど、高校生ですとか、小学校から大学生まで含めてですね、若者たちの消費に関する何か実践をやっている、いい実践に関しては、どんどんメディアを利用して広めていただけたらと思いました。

それから、資料6の4番目の消費者教育を担う人材の育成の中に、前の審議会でも、事業者側の意識について、まだ広報の方が上手く普及されてないのではないかというような、統計が出たような記憶を持っているんですけども、やはり事業者とか企業を巻き込んだ、やはりもっと消費に関する教育を広めていく必要があると思うんですね。例えば、SDGsですか、去年あたりから私もこのSDGsについてちょっと勉強する機会があったんですけども、持続可能な開発目標の17項目のうちの12番目のところに、作る責任と使う責任というところがございまして、やはり消費する側だけではなくて、企業・事業の作る側にももっと責任を持ってもらうような、そういった社会にどんどんしていかなければいけないのではないかと考えていました。ペットボトルを日本は世界で2番目に作っていて、しかも使っているという情報をどこかで読んだことがあるんですけど、海洋の環境が非常に悪化しているというようなところで、ちょっと目にしたことがあるんです。私、炭酸水をペットボトルで飲んでいまして、かなり使っているのですが、ゴミはきちっと分別しているんですけども、分別している人が100%ではないと思うので、やはりゴミにならないようなものを作る企業側の努力というのは、これからどんどん必要になってくるのではないかと思います。

それでやはり、事業者側、それから企業側に、どんどん研修会を進めていくような、県からどんどん情報を流していけるような、そういった働きかけがどんどん必要なのではないかと考えています。よろしく願いいたします。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

御意見を承るといことでよろしいでしょうか。

それでは、次に桜井委員よろしく願いいたします。

【桜井やえ子委員】

消費者の桜井です。よろしく願いいたします。

この資料をずっと見ていましたけれど、いろいろな点に配慮された基本計画を作られており本当に御苦労様でございます。

それでは資料2ページの、自然災害等についてということになるのですが、私達は地域でこういうことをやっておりました。小学生から中学生、高校生、大学生と年代を問わずに、いろいろな学習をしながら、そしてその中で地域のおばさんたちが入って食事を提供して、学習している間に提供しながら、そして食べながら交流をして防災についての勉強会をしております。このような活動を、それぞれの地域でも全部一丸となってやれるといろいろな知識も広まっていくのではないかと考えてございました。

それから、3ページの基本理念のところ、消費者の権利の尊重とあります。この中に差別なき

社会というの踏まえるのかどうかと思いましたことと、あと、消費者は持続性が可能なのか、そのようなことをちょっと感じました。持続性というのは当たり前のことなんですけれども、今資料を読みながらそういうところを感じました。

あとそれからですね、安全安心という食品の件についてですけれど、科学委員会の設置などをして活動していただきたいなと思いますのは、これはいろいろな届け出された機能性食品、要するに、サプリメントとかいろいろな添加物とかがあります、そういうものの根拠がどこまで、どうなのかというのを、科学的なこと調べていただけるようなところがあると助かるのかなと感じておりました。

今、高齢者が随分いろいろなことに見舞われておりますけれども、知識が薄いんだと思います。毎日のように、そういう電話に騙されて随分新聞等に載っている人がこのところ毎日のようにありました。だからそういう知識を高齢者に対しても勉強する場をさらに持たらいかがなものかなと。それぞれ皆努力はしているのでしょうけれども、子供、孫と言われると、少し心がやわらかくなって、同情心みたいのも出てくるというようなところもあるんですけれども、心を強くするというのも自分自身なんですけれども、そういうお互いに見守りだけではなく、力強く生きる、力強い気持ちを持つような、そういうような勉強会でも、それぞれの地域であればいいのかなという感じで見ておりました。

雑駁ざつぱくでございますけれど、この辺で終わらせてさせていただきます。もっと言いたいことがあったかと思うのですが終わらせていただきます。

【栗原由紀子会長】

はい、ありがとうございました。

もし終わった後にですね、何か言いたいこととかまとまっていれば、またそれを文書などにして、事務局の方にお送りしていただければ、適切な回答等もございますし、こちらの提案の方にも活かされるかと思っておりますので、またありましたら、どんどん御提案していただければと思います。

今、桜井委員からいくつか御質問があるかと思いますが、答えられる範囲で、回答していただければと思います。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

最初の消費者の権利の尊重の中に、差別なき社会といった考え方が入っているかどうかなんです、すいませんケネディの4つの権利を今ちょっとど忘れをしまして、その中に入っていたかどうか。先程来から出ているSDGsの中でも、これを持続可能な社会を維持していく、進めていくという考え方のSDGsなんですけれども、この中にもおそらくそのような概念が入っていたと思いますので、そういったものがこれから必要になってくると思います。

そして機能性食品の関係なんです、消費者庁の方で、機能性食品・特保等について、どういうものか、科学的にどれぐらい調査研究した上で機能性食品と特保をどう分けているのかというのは、私もちょっと今、御説明できる知見を持っていないんですけれども、おそらく消費者庁の方ではそ

のような、何か基準みたいなものを設けていたかと思います。またそれは追って御説明する機会があればと思います。

それと、高齢者の方々、これから見守る側でもなく、見守られる側だけでもなくて、積極的に勉強する、また、生きる力といったものを持っていただくということでは、まさしくそのとおりで、その1つのお手伝いということで出前講座を私どもも盛んにやっているところですので、1つの機会にさせていただきたいなど。出前講座で行くところは、例えば体操を兼ねて、体操をやった後で出前講座というふうに、体を動かして頭を動かすということをやっている団体さんもあるんですね。非常にいい取組だと思いますし、そういうものの1つに出前講座を置いていただければなおさらいいのかなと思っております。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは続きまして、白鳥裕之委員どうぞよろしく申し上げます。

【白鳥裕之委員】

仙台商工会議所の白鳥と申します。よろしく願いいたします。

骨子案のまとめ、大変お疲れ様でございました。

事業者の立場から何点か、先程来あった2ページのところにある頻発する自然災害等の対応というのはこれだけでいいのか、項を入れた方がいいのか。今、コロナウイルスとかもあるので、そういったものまで考えると、どうなのかなというところも無きにしも非ずで、コロナウイルスで今マスクもないという、そういうのもいろいろ出てきているので、こういうことが起こればいろんな輩が出てくるので、その辺の表現の仕方というのはあるのかなという気はしました。

あとは、ちょっとよくわかっていなかったのですが、サポーター制度の企業への拡大とあるんですけど、企業の立場で今まで入っていなかったということなんですかね。それと、企業への拡大もあるでしょうし、先程来、皆さんのお話の中にもあったのですが、キャッシュレスとか、今、推進する中で、やはり消費者の方はもうわからないところが非常に多いので、逆に使ってもらえないというジレンマもあるんです。今回2月から仙台市内でもキャッシュレスのキャンペーンをやっていますけど、前回8月にやった時大失敗しまして、やはり消費者の方が使わない。高齢者が多いというのものもあるのかもしれないし、若年層はやはりなかなか使えないので、大学とかそういったところくらいから始まってくるのだけれども、やはり消費者の方に知ってもらえないと使ってもらえないということもあるので、今回は消費者の方がわからなければ教えますという相談窓口も作りました。

逆に言えば企業も教えていかないと、今のこの世の中はデジタル化がすごい進んでいるので、多分これがまとまって4年後にはまたすごく変わっている時代になるんだろうと思うんです。若い人はそれに対応していける部分はあると思うんですけど、やはり高齢者がなかなか対応できないというところもあるので、逆に言えばこういうサポーター制度の企業も拡大プラスマッチングみたい

なものも考えてはいかがなのかなと。やはりうまくその間を取り持つ人がいないと、ただ拡大しても、じゃあどうしたらいいのかというところがなかなか企業の方でも難しいところもあるので、何か学校でそういった教育をしたところに、企業としてもいろんな貢献をしていきたいと思ってるところはあるので、マッチングをすると上手く取り持てるところもあるのかなというふうにちょっと感じました。

あともう一つ、3ページのところに、次期計画に取り込むべき視点ということで、消費者庁の視点とありますけど、仙台宮城にも多分外国人が非常に多くなってきている。インバウンドという部分で、その辺が結構ちょっと欠けているかもしれないなという。訪日された方、あるいは留学生というのもいるんですけども、そういった方々に対応する部分というのは、ここの中で取り上げなくていいのかなというのちょっと感じたところでもあります。企業の方でもやはり外国人を雇うという時代はもう相当あるので、そういった方々がここで消費生活をする上で、じゃあどうやっていいのかといういろんな困りごと、そういったものも出てくるとは思っているので、そういったものもこの中で取り上げる必要があるのかなのか、ちょっと僕も何とも言えないんですけど、その辺もこの中で取り上げることが必要なのかなとちょっと感じたので、その辺の質問は1つありました。以上です

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは白鳥裕之委員からの御質問等、御回答いただければと思います

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費生活相談専門監】

まずコロナウイルスですが、そういったものも新たなウイルス感染症とか、そういうものも含めて項の中でどれぐらい書き込めるか、その辺りも考えていきたいなと思います。

また、事業者の方々のサポーターの関係ですが、今、消費生活サポーターの中でも、個人の部と事業者の部があります。ただ事業者は地域包括支援センターぐらいなんです、企業さんの中で入っていらっしゃるところはないんです。我々の方の周知が足りないというところが一番大きいのかと思いますけれども、これをもっと周知をして企業の方々にサポーターに入ってもらいたい。

先だって私の方で、東京で行われた消費者志向経営に関するセミナーがあり、それを聞いてきました。消費者庁の方で、優れた消費者志向経営をしているところを表彰する表彰式と併せていろいろな講演、パネルディスカッションがあったのですが、花王さん等ですね、いろいろそういった企業さんの方で、積極的に消費者の目線で消費者志向経営をしていらっしゃる企業さんがたくさんあるということを見ました。

もちろんそういったところを、県内の企業さんにもですね、やっていただきたいという思いもありますけれども、まずは消費者の立場に立って経営の方を進めていっていただく、1つのきっかけづくりをしていきたいなと思っておりますので、ぜひ御協力をいただきたいと思います。また、マッチングというところも、例えば、今考えられるのは消費生活展などで、企業さんに講演をしてい

ただ、いろんな消費者の方々に非常に役立つ企業の取組とか、こういうことをやっているんだよというのを紹介していただくような機会も、もし持てたらと思います。できるだけそういう機会を持つことにも、心を配っていきたいと思います。

また外国人の視点の関係ですけれども、実は私どもの方で、外国人の方、言葉の通じない方から、電話相談、消費生活相談があった場合も対応できる仕組みを実は作っているんですね。ただなかなかそれは知られていない。実際に国際交流協会の方から、通訳を派遣してもらい、3者で話をするという仕組みもできているんですけれども、なかなか使われていないのが実情です。そういったものももっと周知をしていきたいなど。もちろん計画の中でも、そういう視点を入れていきたいと思っておりますので、御協力いただければと思います。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

それでは、次に高橋委員どうぞよろしくお願いします。

【高橋竜彦委員】

高橋でございます。よろしくお願ひいたします。

事前に資料も読ませていただいてまして、本日の御説明も伺いしまして、この基本的な方向については、これまでの課題等も十分反映されておりまして、内容につきましても理解いたしました。それでは何点かの質問と意見等を述べさせていただきたいと思ひます。

まず他の委員の皆様からお話がありましたが、今回の計画の策定に当たっては、頻発する自然災害等に対応するという視点を入れていただいてまして、これはとても良いことだと思ひました。その上でなのですが、これから策定する計画を具体化していく中でですね、どういうふうに対応していくかという部分でございますけれども、先ほどお話があった予防的な取組というものもあるかと思ひますが、実は災害が発生した際にはですね、迅速に広報活動を展開するといったような、そういったアクション面での具体的な行動なども明記されれば、より消費者の皆様役に役立つのかなと思ひましたので、意見として述べさせていただきます。

それから、基本計画の重点的取組の3ということで、多様な主体との連携・協働による消費者施策の推進という項目がございますけれども、こちらにつきましては課題として明記されておりますところの、いわゆる我々事業者、企業との連携といったことが含まれているのかどうかというところを、確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、今ほどお話がありましたが、教育推進計画のサポーター制度の企業への拡大というところで、私もここについてはどのような効果が期待されるのかというところの質問をしたいと思ひてましたけれども、前のお話を聞きまして内容は理解いたしました。大変良いことだと感じましたので、計画を策定される時点では、できましたら期待される効果などについて、消費者の皆様にもわかりやすいような、明記がされればより良いものになるのかなと思ひました。

それから、最後ですが、計画の推進体制、それぞれ最後の方に明記されておりますけれども、これ

らの計画が5年のスパンで策定されるということですね。課題の分析等にもございますけれども、年々社会情勢の変化のスピードが速くなってきているということを踏まえ、この毎年度評価等を行ったタイミングで、必要に応じて計画を修正することもあるんだといったような、ニュアンスというかそういった考えも、計画の具体的な内容を作っていく時には必要な考えではないかと思われましたので、意見として述べさせていただきます。私の方は以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

そうしましたら、高橋委員からの御質問等について御回答をお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費生活相談専門監】

まず、自然災害が発生した場合の、その迅速な対応についての広報ということをしてできるだけ、この行動面でどういうアクションをとっていくかというところ、なかなか書き込んでいくと相当の分量になるかもしれません。どのように盛り込めるか、我々の方もちょっと研究してみたいと思います。

また、多様な主体との連携の中に企業さんとの連携というのが入っているかというところでございますが、これも入っているという理解しております。そういうふうに御理解いただければと思います。企業さんを含めて、多様な主体との連携協働というのがこれから重要になってくると思います。ますます重要になってくると思いますので、こちらについても御理解いただければと思います。

また5年スパンの関係ですけれども、高橋委員がおっしゃられるように、世の中は1年ごとに様々変わってくる。デジタル化もどんどん進みますし、我々も追いついて行くのが大変な状態で、相談員も、日々勉強しなければいけないという状況に変わりございません。

計画自体をどう見直すかということも、計画そのものを変更していくことがあるかもしれませんし、やはり計画に肉付けをしていく。計画そのものは変えなくてもこういうことに更に注意をして、対応していくべきだという共通理解を持つということもあるかもしれませんし、どんな方向で考えていくか。いずれにしても毎年度ですね、その評価をしていただけるような、この審議会での資料の出し方ですとか、運営の仕方にもさらに気を配っていきたいと思います。

【栗原由紀子会長】

1つ御質問の中に、基本計画の重点取組の主体、多様な主体の意味ですかね、それについての御質問があったかと思うのですけれども。それは企業との連携ということでよろしいですか。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費生活相談専門監】

はい。

【栗原由紀子会長】

はい、ありがとうございました。

それでは次に、白鳥きみ子委員どうぞよろしくお願いします。

【白鳥きみ子委員】

初めて参加させていただきます。よろしくお願いします。

ここまで来ると、みんな思っていたことが、皆さんの口から出て、何とも申し上げられないのですが、救済の仕組みの構築について、先ほど委員さんの方からお話がありましたけれども、この辺についても、1つ私も疑問に思っていたことでございます。

消費生活条例の2ページ、第2条第1項の6の中に、適切かつ迅速に救済されるということが、明記されているのですが、このこともですね、どこに相談したら良いのか、あるいは相談する窓口がよくわからない。そんな方々が多いのだと思います。

それから、消費生活サポーターなんですけれども、この件に対しても消費生活サポーターについてもよくよく私からしてわかりません。

先ほど事務方の皆さんの方がおっしゃっているように、周知の不足ということが、全般的にこの大切な資料を見て思いました。この資料が届かなければわからないことがいっぱいだったので、こうして資料を届けていただくことによって私も知ることができました。どうかもう少しですね、周知の回り方を御検討願いたいと思います。

それで、ラジオの方はメディアとして使っているんですけど、先ほど他の委員さんからもありましたけれども、やはり人は目から見て耳で聞いて、テレビジョン、メディア、もう少し上手に活用されてはいかかかと思っています。

それから何回も何回もこの資料に出てくるということは、この若年層と、それからSDGsの件についてなんですけれども、これはとても大切なことだと思います。このことをですね、ぜひともしっかりと推し進めていただきたいと思います。

それからもう1つだけ、私の年齢からして、デジタルというか今流行りの機械にはついていくのがなかなか困難です。先ほど事業者の方から出ましたけれども、キャッシュレスについても、なかなか抵抗がありまして、難しいものがあります。そういうことに対する恐怖というのか、悪い方だけ考えるところが強いので、その辺の皆様への知らしめ方も少し消費者の立場になって御取り組みいただければ良いのかなと思いました。出前講座もそのとおりですね。

それで、7ページの計画の推進体制に沿ってしっかりと推し進めていただければ、より良くなると思います。

どうか市町村の窓口にも、もっと大きく消費者の目線で書かれたポスターなりチラシを置いて、流布していただくようお願いいたします。周知が一番だと思います。

【栗原由紀子会長】

御意見を伺ったということによろしいでしょうか。

【白鳥きみ子委員】

現況の消費者サポーターについて、現状のあり方を教えてください。

【栗原由紀子会長】

ということですので、サポーターの現況についてよろしくをお願いします。

【事務局：消費生活・文化課 渡邊消費者相談専門監】

大変耳の痛い点を2つ3ついただきまして、まさしくそのとおり何も私どもの方で返せることがないぐらいなんですけど、まず消費生活サポーターの現況ですけれども、個人のサポーターで今150人ぐらい、事業者で10数個ですか。それも地域包括支援センターだけなんですけれども、10いくつかありました。ですので、この230万人近い人口の宮城県の中で、それっぽっちゃかと言われるとまさに何も返すことがないところです。これを少しでも増やしていく努力をしなければいけません。1つは、その間口がちょっと狭いのかというのはありますし、そういったものを広げていく努力ですとか、何よりも先程来のお話の周知について、様々なメディアを活用する、例えば、マスコミさんに、消費生活展1つとっても、もっと打ち出していく方法があるのかと思います。もっと考えていかなくはないというところもございまして、さらに様々な手法を駆使していきたいと思います。

また、消費生活相談窓口「188」を皆さん御存知でしょうか。多分御存知ない方もいらっしゃるかもしれません。皆さんはそんなことないと思いますけれども、この「188」を回せば、最寄りの消費生活相談窓口に繋がるんだということ、やはりここを周知していくということがまず大事なかと。別に計画の中でもしっかりこれを入れていかなければいけませんし、いろいろなチラシ・ポスターの中にも入れていきたいと思います。なかなかポスターを作る予算がないというところがあるんですけど、できるだけ様々な形、また予算をひねり出して周知を図っていききたいと思います。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

そしてまた最後になりますけど渡辺委員どうぞよろしくをお願いします。

【渡邊正明委員】

東北経済産業局の渡辺と申します。事務局からの御説明ありがとうございました。

それでは私からは、意見を2点ほど述べさせていただきます。

1つは、先ほど末委員の方からも環境の取組の関係で事業者啓発の話がありましたけれども、私の方でも、消費者の方からの相談に加えて、消費生活センターからの相談と事業者の方からの相談を対応しているんですけれども、特に特定商取引法という法律の内容を知らない、もしくは誤って理解をしているということで、消費者の方と無用なトラブルに巻き込まれているという事業所が結

構多いので、事業者啓発は必要だと思いますので、ぜひ今後、取り組んでいただきたいと思います。

2点目は消費者庁の基本計画と、消費者教育の推進に関する基本方針の変更について、御説明のときに触れていただきましたけれども、やはり計画期間は消費者庁とずれますけれども、計画の方向性とか、今後内容を検討していくに当たっては、消費者庁の計画も引き続き意識していくことが重要と思いました。以上でございます。

【栗原由紀子会長】

ありがとうございました。

ちょうど時間になりましたので、ここで御意見等を伺うのは終わりにしたいと思いますが、1つだけ私の方で言わせていただきたいことがあるんですけども。

もし、これからですね、計画を立てていく上で1つ検討していただきたい項目がありまして、消費者間取引のことについてどう捉えるかと。やはり相談件数も非常に増えているかと思うのですが、消費者間取引についてのトラブルというのは、消費生活センターの方で伺っても、その後何もできないと思うんですね。やはり消費者法とか消費者行政っていうのは、事業者と消費者の非対等当事者間を念頭に置いてできてるものですので、どうしても対等当事者である消費者同士のトラブルにはなかなか対応できない。これはまず、消費者の方の教育を、自立した消費者になっていただくためにも、もう少しその辺を考えていかなければいけないと思います。

今回の計画に含めるかどうかは、こちらの事務局の方でお考えいただければと思うのですが、現在そういうトラブルが多いということと、消費者庁の方でもそのことについて考えているところがあるようですので、その辺を考えていただいた上で計画の方に参考にしていただければと思います。

このほかにも御意見等がある委員の方もいらっしゃるかと思います。その場合は、またメールなり文書なりで、事務局の方に御意見の方を随時いただければと思います。

「4 議事」についてはこれで以上とさせていただきます。

なお、2つの計画につきましては、本日の委員の皆様の御意見等を踏まえて、素案・中間案の作成に向け、引き続き事務局で検討を加えていただくことといたします。

議事進行への御協力ありがとうございました。それでは、進行役を事務局へお返ししたいと思います。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

栗原会長議事進行ありがとうございました。

委員の皆さんの貴重な御意見、誠にありがとうございました。

それでは次第の「5 その他」について事務局から御説明させていただきます。

【事務局：消費生活・文化課 我妻課長補佐（班長）】

それでは、来年度の審議会についてお知らせいたします。資料の8を御覧ください。

昨年10月に開催した第1回審議会でお知らせいたしましたスケジュールから変更しております。来年度は審議会を3回開催する予定としております。議題といたしましては、引き続き「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）及び宮城県消費者教育推進計画（第2期）の策定について」を予定しております。

開催時期につきましては、第1回目が5月の下旬から6月中旬頃に開催し、「計画の素案」についてを御審議いただきます。第2回目は8月下旬から9月上旬頃に「計画の中間案」を、その後、各計画についてのパブリックコメントを経て、12月中旬から1月中旬頃に第3回目の審議会にて「計画の最終案」を御審議いただく予定としております。具体的な開催期日等は改めてその都度調整させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

【事務局：消費生活・文化課 鎌田副参事兼課長補佐】

それでは「5 その他」については以上とさせていただきます。

以上をもちまして令和元年度第2回消費生活審議会を閉会とさせていただきます。

長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。